



今月のテーマ 「配偶者居住権の賃料収入と所得区分」

1. Q 民法改正により令和2年4月から配偶者居住権が創設されましたが、これは借地権と同様に相続税の課税対象となる新たな権利と云うことですが、具体的にはどのような内容でしょうか。

A 配偶者居住権は、夫婦の一方が亡くなった場合に、被相続人が所有していた自宅に残された配偶者が住み続けることができる権利です。遺産分割や遺贈等で配偶者居住権を設定することにより、自宅の所有権を子に相続させても配偶者は自宅に居住し続けることが権利上可能なうえ、自己の所有者を取得しない代わりに配偶者は自宅以外の財産をより多く相続できることになり、今後の生活費を確保しやすくなる等のメリットがあります。



2. Q 相続により自宅の所有権となる子に承諾を得れば、配偶者は設定した配偶者居住権に基づき、自宅を第三者に賃貸するといった使用収益が可能になるでしょうか。

A はい、可能です。配偶者居住権に基づき配偶者が自宅を賃貸した場合、あくまで賃貸人は自宅の所有者である子ではなく配偶者であるため、その自宅に係る賃料収入は配偶者に帰属することになります。

3. Q その賃料収入は、配偶者自身の所得として課税される訳ですね。

A 不動産(自宅)の貸付けに係る所に当たり、配偶者は、不動産所得として確定申告することになります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

1月放送は 1月 10日、24日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～
1月 5日、19日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

今の時期に私の庭垣に寒椿が赤い花を咲かせます。 そこで一句…

「雪をのせ 鮮やかさ増す 寒椿」(さざんかの花かな)

♪ さざんかの宿 大川栄策

今日の一言

「一陽未復」(冬至の意味)

冬至は、一年のうちで太陽が最も低く、昼が短くて夜が長い日。「一陽未復」とは冬が終わって春が来ること。悪い事が続いた後に、ようやく回復に向かう意味もあります。ゆず湯に太陽への憧れを抱き、「ん」の付く食べ物で運を呼び込む。

九星占い (1月)

《一白水星》

積極的に動く充実出来る一年となります。色んな事にチャレンジすると良いでしょう。健康管理が運氣UPの鍵。

《二黒土星》

何をしても計画や下調べが大切です。人との和を心がけることで更なる飛躍に繋がります。筋トレが運氣UPに!

《三碧木星》

信頼おける人や家族のアドバイスを素直に聞き入れる事が運氣UPに繋がります。頑固になり過ぎない様注意して!

《四緑木星》

吉凶混合の年となります。物事は慎重に進めましょう。コツコツ少額でも、お金を貯めることで運氣UPに!

《五黄土星》

計画を立てて動くことが大切です。運氣は上々です。忙しい年になりそうです。睡眠不足に注意して下さい。

《六白金星》

地固めが大切な年です。今までの生活を振り返り改善して下さい。人の良い所を探し、誉めることが運氣UPに繋がります。

《七赤金星》

うまい話には落とし穴が! 注意しましょう。石橋を叩いて渡る様な慎重さが重要です。肩に力が入る時です。時には体のリフレッシュを!

《八白土星》

今年の運氣は安定し、今までの努力が実を結びましょう。生活習慣病に注意しましょう! 食事の見直しは運氣UPに!

《九紫火星》

何となくイライラしやすい年となります。気分の切り替えを上手にすることが大切です。温泉や自然に親しむ事が吉です。

